

更新時講習等実施要領の制定について

例規（免）第13号
平成23年4月8日
千葉県警察本部長

〔沿革〕 平成28年5月例規（監）第22号
令和2年3月例規（警）第14号
令和2年10月例規（運教）第44号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、更新時講習等実施要領の制定について（平成14年例規（免）第56号）は、廃止する。

別添

更新時講習等実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に基づく更新時講習及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）に基づく特定任意講習（以下「更新時講習等」と総称する。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 更新時講習 法第108条の2第1項第11号に規定する運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習をいう。
- 2 優良運転者講習 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第11項第1号の表の第1欄の1の項に規定する講習をいう。
- 3 一般運転者講習 府令第38条第11項第1号の表の第1欄の2の項に規定する講習をいう。
- 4 違反運転者講習 府令第38条第11項第1号の表の第1欄の3の項に規定する講習をいう。
- 5 初回更新者講習 府令第38条第11項第1号の表の第1欄の4の項に規定する講習をいう。
- 6 特定任意講習 法第101条の3第1項ただし書きの規定により更新時講習を受ける必要がないものとされる公安委員会の任意講習（高齢者講習を受ける必要がないものとされるものを除く。）で、地域、職域、生活環境等に照らし、自動車等の運転に関してほぼ共通の条件下にあると認められる者に対する講習をいう。
- 7 特定失効者 法第97条の2第1項第3号の規定により、免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、その者の免許が効力を失った日から起算して6月（政令第33

条の6の2に定めるやむを得ない理由があるため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月)を経過しないものをいう。

- 8 経由申請者 法第101条の2の2に規定する免許証の更新を受けようとする者のうち、当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもので、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して、更新申請書の提出により更新することができるものをいう。

第3 受講対象者

1 優良運転者講習

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において、違反行為（法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で政令別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。）又は政令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為（以下「違反行為等」という。）をしなかつたもの

- (1) 法第101条第6項の規定により免許証の更新を受けた者

更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の40日前の日前5年間

- (2) 法第101条の2第4項の規定により免許証の更新を受けた者

同条第3項の規定による適性検査を受けた日前5年間（特定誕生日の40日前の日以降であるときは、特定誕生日の40日前の日前5年間）

- (3) 政令第33条の6の2の各号に掲げるやむを得ない理由のため、免許証の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果法第105条の規定により効力を失つた日から起算して6月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月）を経過しない者に限る。）で、法第92条第1項の規定により免許証の交付を受けたもの

更新を受けることができなかつた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間

- (4) 特定取消処分者（法第97条の2第1項第5号）で、取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日の翌日以後に再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの

取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間

- (5) 特定取消処分者で、取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日以前に再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの

交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日前5年間

2 一般運転者講習

- (1) 更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、前記1（1）から（5）までに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為（法第102条の2に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）1回のほか違反行為等をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していない者に限る。以下同じ。）
- (2) 特別特定失効者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）で、一般運転者講習の受講を申し出るもの
- (3) 特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

3 違反運転者講習

前記1（1）から（5）までに掲げる者で、それぞれに掲げる区分に定める期間、又は、特定失効者（前記1（3）の者を除く。）で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがあるもの（軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがない場合を除く。）

4 初回更新者講習

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満である者（前記2（3）の者を除く。）で、前記1（1）から（5）までに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間、又は、特定失効者（前記1（3）及び2（2）の者を除く。）で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの

第4 更新時講習等の委託及び受託機関への協力

1 更新時講習等の委託

(1) 委託先の要件

更新時講習等は、法第108条の2第3項及び府令第38条の3の規定により、公安委員会から講習業務の資格認定通知書（運転免許関係事務及び講習の資格認定基準に関する規程（平成22年千葉県公安委員会規程第2号）別記第6号様式）の交付を受けた者に委託して実施するものとする。

(2) 委託契約の内容

更新時講習等を委託する場合は、公安委員会が定める講習の実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準（以下「委託講習の実施基準」という。）に基づいて更新時講習等を行わせるものとする。

なお、当該委託は、おおむね次に掲げる事項を内容とする委託契約により行うものとし、交通部運転免許本部運転教育課長（以下「主管課長」という。）は、十分

な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

ア 更新時講習等は、委託講習の実施基準に従って実施すること。

イ 更新時講習等の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

ウ 更新時講習等に従事する講習指導員（以下「講習指導員」という。）は、第5の1に定める講習指導員の要件を満たす者をもって充てるとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

エ 講習指導員が、免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

オ 更新時講習等が委託講習の実施基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに委託契約を解除することができること。

カ その他講習の適正な実施に必要な事項

2 受託機関への協力

主管課長及び署長は、公安委員会から更新時講習等の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、更新時講習等に必要な管内事故状況などの資料の提供及び会場の調整について協力するとともに、更新時講習等が効果的かつ円滑に実施できるよう配慮するものとする。

第5 講習指導員

1 講習指導員の要件

受託者において選任する講習指導員は、自動車等の運転経歴や交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てるものとする。ただし、警察職員が講習指導員となる場合は、原則として交通実務経験が3年以上ある者とする。

2 要件の確認等

(1) 申請書の受理

主管課長は、受託者から講習指導員確認申請書（別記第1号様式）を受理したときは、前1に定める要件を満たすか否かを確認し、講習指導員確認通知書（別記第2号様式）により、その結果を通知するものとする。

(2) 講習指導員の解任及び業務の停止

主管課長は、受託者が講習指導員を解任又は講習指導員の業務を停止したときは、講習指導員解任・業務停止届（別記第3号様式）を提出させるものとする。

第6 講習指導員に対する研修等

1 主管課による研修等

(1) 主管課長は、法令改正、講習細目の追加、変更等により必要と認めるときは、適時、研修会を開催し、講習指導員の教育能力の維持向上を図るものとする。

(2) 主管課長は、講習指導員の知識、教育能力等の維持向上を図るとともに、前(1)の研修効果を確認するため、巡回教養等の機会を通じて講習内容等の指導を実施するものとする。

(3) 主管課長は、前(2)による指導の結果、教育能力を向上させる必要があると認め

られる講習指導員については、補習研修を開催し、受講を求めるものとする。

2 受託者による研修等

主管課長は、講習の充実と講習指導員の資質の向上を図るため、受託者に講習指導員に対する採用時の新任研修及び適時の現任研修の開催を求めるものとする。

第7 受講期間等

1 講習施設

優良運転者講習及び一般運転者講習にあつては、千葉県警察千葉運転免許センター、千葉県警察流山運転免許センター（以下「運転免許センター」と総称する。）又は署（幹部交番を含む。以下同じ。）とし、違反運転者講習及び初回更新者講習にあつては、運転免許センター又は千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号。以下「県細則」という。）の別表第1に掲げる署とする。

なお、署で行う講習は、警察施設、公共施設等の講習に適した環境の施設とする。

2 受講期間

(1) 更新申請者

更新申請書の提出日（経由申請者にあつては、経由地公安委員会に更新申請書を提出した日）から更新免許証の交付日までの間とする。

(2) 特定失効者及び特定取消処分者

運転免許申請書（府令別記様式第12）の提出日前1年以内の間に受けたものであること。

なお、運転免許申請書を提出した日に講習を受けることは差し支えない。

3 受講日

(1) 運転免許センター

更新申請日とする。

(2) 署

署においては、更新免許証を交付する日は後日となることから、原則として、更新免許証の交付日を受講日として指定するものとする。その際、講習の日時、場所その他講習に関する事項を、更新時講習・免許証交付通知書（別記第4号様式）により本人に通知するものとする。

(3) 署指定日に受講できなかった者に対する教示

指定日に受講できなかった者に対しては、免許証の有効期間を考慮し、同署での次回講習のほか、運転免許センター及び他署での講習を含めた受講日を教示をするものとする。この場合、他署において受講を希望するときは、希望する署の連絡先、講習場所及び時間を併せて教示するものとする。

4 受講証明書

更新時講習の受講証明書は、原則として、受講者に対する免許証の交付をもって代えることとする。ただし、講習受講日に免許証を交付できない受講者に対しては、更新時講習受講証明書（別記第5号様式）を交付するものとする。

第8 学級の編成等

1 学級の編成

学級の編成は、講習効果が上がるよう適正な人数で編成するものとする。

なお、各区分の講習は、原則として、個別に学級の編成を行い実施するものとするが、講習指導員の体制及び講習を行う施設等の実情を考慮し、優良運転者講習と一般運転者講習、違反運転者講習と初回更新者講習は、それぞれ合同学級を編成して行うことができるものとする。

2 講習指導員等の配置

(1) 運転免許センター

1 学級につき講習指導員 1 人、補助者 1 人を配置するものとする。

(2) 署

1 学級につき講習指導員 1 人を配置し、また、編成人数に応じて補助者を配置するものとする。

3 特別学級の編成

講習効果を高めるため、運転免許センターで行う更新時講習については、次の特別学級を編成するものとする。

(1) 高齢者学級（ドライバー教室）

違反運転者講習及び一般運転者講習受講者のうち 65 歳以上 70 歳未満の者を対象とする。

(2) 二輪車学級（ライダー教室）

二輪運転免許所持者のうち初回更新者講習受講者を対象とする。

4 講習実施方法

定時集合方式で実施するものとする。

なお、講習を実施する際には、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるとともに、特別学級を編成する場合には、受講者の態様に応じた内容の講習となるよう留意するものとする。

第 9 更新時講習等の方法

更新時講習等は、区分ごと更新時講習の講習科目、時間割り等に関する細目（別表第 1）に準拠して実施するものとし、主管課長は、受託者に講習指導案を作成させ、提出させるものとする。

第 10 講習用教材

1 教本

更新時講習等において使用する教本は、別紙に定める内容について、正確にまとめられたものを使用するものとし、教本の冊数については、原則として 1 冊とする。また、規格については、講習終了後も持ち帰って、自宅又は自動車等に保管し、いつでも確認できるよう、分かりやすく、使い勝手の良いものとする。

2 地方版資料

教本と併せた効果的な講習を実施するため、次の内容を盛り込んだ資料を作成して活用するものとする。

(1) 本県における道路交通の現状と交通事故の実態

(2) 車が故障した場合の措置、連絡先等

(3) 交通事故相談所一覧表

(4) 各種運転免許関係手続案内（更新、失効、再交付、記載事項変更届出等の各種免

許関係手続を行う際の申請日時場所、必要な書類などを教示するもの)

(5) その他本県の実情に応じた内容

3 視聴覚器材

視聴覚器材は、講習場所、学級編成、受講対象者等を考慮し、プロジェクター等の投影器材に加え、又はこれらに代えてテレビ、DVDプレイヤー等適切な視聴覚器材を備え付けるものとする。

第11 運転適性、技能についての診断と指導の留意事項

1 検査用紙使用による診断と指導

運転適性診断と指導は、運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問（二者択一式、30問程度）及びその回答に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えるものとする。

なお、高齢者学級においては、これに代えて、加齢に伴い低下する記憶力・判断力を測定するために有効である簡易な検査及びその結果に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより記憶力・判断力を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えることができるものとする。

2 器材使用による診断と指導

(1) 運転適性診断と指導、安全運転態度の診断と指導又は運転技能の診断と指導において使用する器材は次のとおりとし、これを単独で又は組み合わせるなどして使用し、参加・体験・実践型の講習となるよう工夫するものとする。

- ア 視覚刺激反応検査器材
- イ 動体視力検査器
- ウ 夜間視力検査器
- エ 診断用模擬運転装置
- オ 運転シミュレーター
- カ 自動車等

(2) 器材使用による診断と指導に当たっては、受講者の人数と講習時間に応じた適切な器材を選択して実施し、その診断結果に基づいて個別的に安全運転の指導を行うものとする。

3 特定失効者及び特定取消処分者に対する取扱い

特定失効者及び特定取消処分者から問合せ等があった場合には、次の事項に留意し、誤りのないように対応するものとする。

- (1) 更新時講習又は高齢者講習の受講区分は、法第89条第1項の規定により運転免許申請書を提出した日における年齢により判断されること。
- (2) 更新時講習の受講は、運転免許申請書を提出した日前1年以内とされていること。

第12 特定任意講習

1 受講対象者

地域、職域、生活環境等に照らし、自動車等の運転に関してほぼ共通の条件下にあると認められる者を対象とする。

2 講習施設

特定任意講習は、警察施設、公民館等の講習に適した環境の施設を使用して行うものとする。

3 学級編成等

(1) 学級編成

受講対象者の特性等に配慮し、講習効果の上がるような適正な人数で編成するものとする。

(2) 講習指導員の配置

前記第8の2(2)に準じて配置するものとする。

4 特定任意講習開催の手続

(1) 署長は、特定任意講習開催に係る要望を受けた場合において、その人数、構成等を検討し必要と認めるときは、申込団体代表者から特定任意講習申込書（別記第6号様式）の提出を受けるものとする。

なお、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から受講申請があった場合でも受講を認めるものとする。

(2) 署長は、申込団体代表者から特定任意講習申込書を受理したときは、速やかに主管課長及び受託者に特定任意講習申込書の写しを送付するものとする。

5 受講申請の受付

特定任意講習の受付は、受講者から特定任意講習申請書（別記第7号様式）の提出によるものとする。

6 特定任意講習の方法

特定任意講習は、特定任意講習の講習科目、時間割り等に関する細目（別表第2）に準拠して実施するものとする。

7 受講証明書の交付

署長は、受託者が特定任意講習を実施したときは、受講者数の報告を求めるとともに、特定任意講習終了証明書（規則別記様式第2号）を受講者に交付するものとする。

8 実施結果報告

署長は、受託者が特定任意講習を実施したときは、特定任意講習申込書の写しに特定任意講習申請書を添えて、主管課長に送付するものとする。

9 講習用教材

前記第10を準用するものとする。

10 特定任意講習受講者に対する取扱い

特定任意講習は、随時受講することができるが、更新時講習の受講免除の対象となるのは、次の者に限られることから、受講日や受講者の生年月日を確認するなど、誤りのないように対応すること。

(1) 更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で、更新申請書を提出する日前6月以内に特定任意講習を受講しているもの

(2) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定失効者

(3) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定取消処分者

以下別記第1号～第3号様式省略

別表第1（第9）

更新時講習の講習科目、時間割り等に関する細目

その1 優良運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程 の説明 受講者の心得の 説明			10分
1 道路交通の 現状と交通事 故の実態	(1) 地域におけ る車社会の実 態 (2) 交通事故の 特徴	講義 教本、視聴覚教 材等	○ 本県の実態に応じて、交通事故、 渋滞、交通公害、違法駐車、暴走 行為等について重点的に説明す る。 ○ 地域における事故多発路線、時 間帯、事故類型、原因等について、 事件事例と併せて説明する。	
2 運転者の心 構えと義務	(1) 無事故無違 反の奨励 (2) シートベル ト、ヘルメッ トの着用 (3) 交通事故を 起こした加害 者の責任 (4) 交通事故を 起こした運転 者の義務 (5) 負傷者の救 護措置		○ 今後における無事故・無違反、 安全運転を奨励する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着 用に関し、その必要性と効果につ いて事例等を用いて説明し、着用 が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為 をした場合には、当然それに相応 する社会的な非難を受け、責任を 問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政 上の責任について、裁判例、点数 制度等により説明して、認識させ る。 ○ 警察官に対する報告義務と通報 要領及び事故の再発防止義務につ いて説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間にお ける負傷者への応急救護処置等 について説明する。	10分
3 安全運転の 知識	最近において改 正が行われた道路 交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において 改正された道路交通法令のうち、 運転者に必要な事項の要点を説明 する。	10分
講 習 時 間 合 計				30分

その2 一般運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程 の説明 受講者の心得の 説明			10分
1 道路交通の 現状と交通事 故の実態	(1) 地域におけ る車社会の実 態 (2) 交通事故の 特徴	講義 教本、視聴覚教 材等	○ 本県の実態に応じて、交通事故、 渋滞、交通公害、違法駐車、暴走 行為等について重点的に説明す る。 ○ 地域における事故多発路線、時 間帯、事故類型、原因等について、 事件事例と併せて説明する。	

2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計				60分

注 優良運転者講習と合同学級を行う場合は、前半の30分間で実施すること。

その3 違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同学級を含む。）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事件事例と併せて説明する。	

2 運転者の心構えと義務	<p>(1) 安全運転の心構え</p> <p>(2) シートベルト、ヘルメットの着用</p> <p>(3) 交通事故を起こした加害者の責任</p> <p>(4) 交通事故を起こした運転者の義務</p> <p>(5) 負傷者の救護措置</p>		<p>○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務があることを指導する。</p> <p>○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。</p> <p>○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。</p> <p>○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。</p> <p>○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	10分
3 安全運転の知識	<p>(1) 安全運転の基礎知識</p> <p>(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識</p> <p>(3) 危険予測と回避方法等</p>		<p>○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚器材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。</p> <p>○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。</p> <p>○ DVD等の視聴覚器材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。</p> <p>○ 身近な事事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させて討論させる。</p>	40分
4 運転適性についての診断と指導	<p>(1) 筆記による診断と指導</p> <p>(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導</p> <p>(3) 運転シミュレーター操作による診断と指導</p> <p>(4) 実車による診断と指導</p>	<p>実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚器材等</p>	<p>○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。</p> <p>○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。</p>	60分
講習時間合計				120分

注 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

その4 初回更新者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者点呼 講習概要・日程 の説明 受講の心得の説明			10分
1 道路交通の 現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本・視聴覚教材等	○ 本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務があることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 運転経験の浅い運転者向けのDVD等の視聴覚教材を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させて討論させる。	40分
4 運転適性についての診断	(1) 筆記による診断と指導	実技等 教本、運転適性	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転	60分

と指導	<p>(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導</p> <p>(3) 運転シミュレーター操作による診断と指導</p> <p>(4) 実車による診断と指導</p>	検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚器材等	<p>の心構えを指導する。</p> <p>○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。</p> <p>○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。</p>	
講習時間合計				120分

注 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別表第2（第12の6）

特定任意講習の講習科目、時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程 の説明 受講者の心得の 説明			10分 以上
1 道路交通の 現状と交通事 故の実態	(1) 地域におけ る車社会の実 態 (2) 交通事故の 特徴	講義 教本、視聴覚教 材等	○ 本県の実態に応じて、交通事故、 渋滞、交通公害、違法駐車、暴走 行為等について重点的に説明す る。 ○ 地域における事故多発路線、時 間帯、事故類型、原因等について、 事件事例と併せて説明する。	
2 運転者の心 構えと義務	(1) 安全運転の 心構え (2) シートベル ト、ヘルメッ トの着用 (3) 交通事故を 起こした加害 者の責任 (4) 交通事故を 起こした運転 者の義務 (5) 負傷者の救 護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、 常に細心の注意を払って、他人に 危害を与えないような速度と方法 で自動車等を運転しなければならない 義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着 用に関し、その必要性と効果につ いて事例等を用いて説明し、着用 が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為 をした場合には、当然それに相応 する社会的な非難を受け、責任を 問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政 上の責任について、裁判例、点数 制度等により説明して、認識させ る。 ○ 警察官に対する報告義務と通報 要領及び事故の再発防止義務につ いて説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間にお ける負傷者への応急救護処置等につ いて説明する。	10分 以上
3 安全運転の 知識	(1) 安全運転の 基礎知識 (2) 最近におい て改正が行わ れた道路交通 法令の知識 (3) 危険予測と 回避方法等		○ 受講対象に応じ、DVD等の視 聴覚教材を活用して、安全運転、 運転特性等についての理解を深め させる。 ○ 受講者の前回の更新後において 改正された道路交通法令のうち、 運転者に必要な事項の要点を説明 する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用 し、交差点通行、夜間走行、高速 道路通行等に関する具体的危険場 面を示して、事故原因となる危険 行為、危険予測と回避方法等につ いて理解させる。 ○ 身近な事件事例の説明を行い、 それに基づく問題点、なぜ事故が 起きたのか、どうすれば回避でき たかなどについて、自ら考えさせ 、意見を出させて討論させる。	40分 以上
4 運転適性に ついての診断 と指導	(1) 筆記による 診断と指導 (2) 運転適性検	実技等 教本、運転適性 検査器材、運転シ ミュレーター、自	○ 所要の運転適性検査用紙により 実施し、結果に基づいて安全運転 の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施	60分 以上

査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	動車、視聴覚器材等	し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	
講 習 時 間 合 計			120分 以 上

注 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

第4号様式（第7の3（2））

更新時講習・免許証交付通知書

様

道路交通法第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習を、下記のとおり行いますので必ず受講してください。なお、新しい免許証は、当日講習終了後に交付します。

記

1 日時

午前
年 月 日 時 分開講
午後

（講習時間は、優良運転者講習は30分間、一般運転者講習は1時間、違反運転者講習及び初回更新者講習は2時間です。）

2 場所

3 携行品

- (1) この通知書
- (2) 運転免許証
- (3) 筆記用具

4 その他

- (1) 講習当日、この通知書及び運転免許証を受付に提出してください。
- (2) 講習当日、やむを得ない事情により受講できないときは、あらかじめご連絡ください。その際に、次の講習日時、場所をお知らせします。
- (3) 開講時間に遅れると受講できませんから、時間を厳守してください。

年 月 日

警察署

更 新 時 講 習 受 講 証 明 書

No. _____

氏 名

上記の者 年 月 日更新時講習を受講したことを証明する。

受 託 機 関

講習指導員



第6号様式（第12の4（1））

年 月 日

警察署長 様

申込団体名
 団体代表者氏名

特 定 任 意 講 習 申 込 書

実施月日等	講習会場	受講予定人員	※受講人員
月 日 () 時 分から 時 分まで		人	人

受講予定者名簿

番号	氏 名	生 年 月 日	有効年	住 所	※ 証明書番号
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		
		・ ・ 生	年		

注 ※印の欄は、講習指導員が記載するので記載しないこと。

第7号様式（第12の5）

年 月 日

千葉県公安委員会 様

特定任意講習申請書

		第 号
住 所		
フリガナ		連絡先の電話番号 ()
氏 名		
生年月日	年 月 日 (歳)	備 考 欄
性 別	男 ・ 女	
免許証番号	第 号	

千葉県収入証紙貼付欄

(番号順に貼ってください。)		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

注 収入証紙貼付欄が足りない場合には、裏面に貼付すること。

別紙

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ASV）、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

4 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 年齢に応じた運転特性

(1) 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩（げん）感について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(4) 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

8 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

9 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11 その他

(1) 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2) 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない